

平成28年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第10日（平成28年 12月14日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 田中耕之郎君 | 2番  | 岡本詠君  |
| 3番  | 細川博史君  | 4番  | 前田晃君  |
| 5番  | 浅尾公厚君  | 6番  | 森一美君  |
| 7番  | 小川豊治君  | 8番  | 西原強志君 |
| 9番  | 永野裕夫君  | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君   | 12番 | 武藤清君  |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君  | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長   | 前田利実君 | 主幹   | 藤倉加奈君 |
| 主幹     | 宮口佑司君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 市長 | 泥谷光信君 | 副市長 | 磯脇堂三君 |
|----|-------|-----|-------|

|                              |         |                          |         |
|------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 会計管理者<br>兼会計課長               | 山本 豊 君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員         | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長                       | 早川 聡 君  | 総務課長                     | 木下 司 君  |
| 危機管理課長                       | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                    | 上原 由隆 君 |
| 消 防 署 長                      | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                   | 戎井 大城 君 |
| 市 民 課 長                      | 二宮 真弓 君 | 環 境 課 長 兼<br>清掃管理事務所長    | 坂本 和也 君 |
| まちづくり対策課長                    | 横山 周次 君 | 観 光 商 工 課 長              | 倉松 克臣 君 |
| 農 林 水 産 課 長                  | 文野 喜文 君 | 水 道 課 長                  | 楠目 生 君  |
| じんけん課長                       | 田村 善和 君 | しおさい園長                   | 山本 弘子 君 |
| 収 納 推 進 課 長                  | 田村 光浩 君 | 教 育 長                    | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                  | 中津 健一 君 | 生 涯 学 習 課 長              | 中山 優 君  |
| 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 弘田 条 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 沖 比呂志 君 |
| 監査委員事務局長                     | 小松 高志 君 |                          |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会12月会議第10日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） おはようございます。清友会の田中耕之郎です。

通告に従いまして、3点の質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに財政運営と財源確保についてであります。

本市の財政状況は切迫した状況です。9月の一般質問では、交付税の減額に伴い、財政長期見通しでは、平成32年以降毎年4億円から6億円の財源不足が生じると、さらに実質公債費比率は平成35年には23.8%とぎりぎりの水準になるといっていただきました。また補助

金カット等についても、財政運営が好転するまであるいは目途がつくまでという答弁をいただきました。

本市にとって、死活問題になっています財政運営につきまして、12月会議の市長の提案理由説明の中で、対前年度当初比で15%減のシーリングを設定したと説明をいただきました。この15%減の理由について、副市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） おはようございます。お答えいたします。

議員ご案内のとおり、今年度国から配分される普通交付税については、昨年度実地されました国勢調査の数値等の影響により、臨時財政対策債を含め対前年比で約3億5,000万円の減となる大変厳しい状況になりました。これを受け、来年度以降の歳出抑制策について、協議検討を行ってきたところでございます。今回、来年度平成29年度の当初予算編成に当たって、シーリング枠を設定いたしました。その内容につきましては、重要施策推進として特別枠及び地方創生枠に位置づけられた、経費、人件費、扶助費及び公債費といった義務的経費を除き、平成28年度当初予算一般財源ベースで、15%減としております。

15%減としたことにつきましては、平成28年度の一般会計当初予算歳出額のうち人件費と扶助費、公債費を除いた額が約71億8,400万円、さらにこの中の一般財源の額は約24億7,700万円でありますので、この額の15%額が約3億7,100万円となりますので、今年度削減された交付税額約3億5,000万円に相当することから、15%減のシーリングを設定したものでございます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

減額になった3億5,000万円に対応化するために、15%減の設定をするということで、またこれに関しては9月にもこの3億5,000万円が減ったことによる影響について聞きましたが、今回この15%減のシーリング設定による市民への影響について、どのような形になるか副市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

今回のマイナスシーリングにより、来年度予算が減額となることで市民サービスに影響が出るかとの質問でございますが、今回のマイナスシーリングにつきましては、当然ながら歳出抑制を目的としたものであります。先ほど答弁しましたように特別枠や扶助費については対象から除外しておりますので、市民サービスに直接影響するものは最小限にとどめられるものと考えております。

ただ、補助金等については一律15%カットを行うものではありませんが、交付先となる各種団体等の決算状況を見据えた上、多額の余剰金等が発生しているものについては一定の補助金カットは実施せざるを得ないと考えておりますし、市単独事業につきましても見直しが必要となるものがあると考えておりますが、予算査定時に十分所管課と費用対効果等を検討しながら実施してまいりたいと考えております。

今年度以降、普通交付税の減額に伴い、本市は大変厳しい財政運営を強いられることとなりますが、ここ数年の一般会計の決算状況を見ますと毎年数億円の不用額が出ていることから、来年度当初予算については必要最低限の予算を編成していくよう、また限られた財源の中で最大の効果を生むような事業を展開するなど、全職員一丸となってこの厳しい状況を乗り越えたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

本当にまず最小限にとどめていただきたいと思っております。また市単独事業の見直しや各種団体等の補助金減額の際には本当に慎重に精査をしていただきますよう、強く要望いたします。また不用額の話もありましたが、本当に今まで以上に切り詰めて予算編成をしていく中で、逆にいうとこれが後々必要だったなというものに関しましては、しっかりと補正で出させていただきますと思っております。よろしく願いいたします。

次に市長にお伺いいたします。国の制度改革に伴い自治体もシステム等の改修が必要になってきています。企画財政課で確認したところ、マイナンバー法施行に伴い6,000万円近い費用がかかるとお聞きしました。また、これに対する補助額も費用の約10%程度と聞いております。自治体負担が非常に大きくなっている中で、本市が先ほどからのお話の中で、財源が非常に厳しい中でこういった制度改革による自治体の負担というのは死活問題となってくると思っています。これまでも執行部による財源確保の課題について説明を受けてきましたが、市長には積極的な要望活動を行っていただき、国の制度改革における自治体負担の軽減を実現していただきたいと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただ今の田中議員からお話があったとおり、国によるマイナンバー法の施行に伴い、多額のシステム改修費用が発生しております。また、このマイナンバー制度によりまして、自治体情報システムのセキュリティー対策も抜本的に強化するよう国から通達があり、本市におきましても予算化をし取り組みを進めているところですが、これに対する補助金はわずかであり、財源確保が非常に厳しい状況にあります。

このようなことから10月に行われました高知県市長会議におきまして、本市がこのセキュリティー強化対策にかかる財源支援についての提案を行い、要望事項として決定していただき、さらに四国市長会でも採択され、現在全国市長会を通じ国へ要望書が提出されているところです。

この国による法改正に伴って発生する多額の財政負担に対する支援に限らず、本市にとって有効なものについては今後におきましても、市長会をはじめ県、他市町村、関係機関などとも連携し、積極的な要望活動を行ってまいります。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

ほんとにしっかりと活動っていうのはしていただいているのは承知しておりますので、引き続きより一層積極的な活動をしていただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。給食運営についてであります。学校教育課長にお伺いいたします。

地産地消を行うことで、農家、漁業者等の所得向上、また安定につながり、食育を進める上でも地元の業者であれば見学または体験、そして清水ならではの食文化の推進につながると私は思っております。地産地消の考え方と課題につきまして、学校教育課長の見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校給食は安全でおいしい食事の提供が大前提にあり、そのためにも地産地消の推進は食育の観点や地場産業の推進などの面からも必要であると考えており、既に多くの自治体において地産地消を取り入れた学校給食を実施しております。

現在、食材費は年間4,300万円を超えると試算しており、この食材を市内で賄えることが

可能となれば、市内農林水産業をはじめ、商工業に対しての経済効果は大きいと考えております。しかしながら食材の調達に当たっては、農家と契約した場合の農薬管理をはじめ約800食に応じた野菜類、魚介類等の確保や天候不順時などに原材料不足とならないような対応など、安全性はもちろんのこと、安定確保や価格面など多くの課題や検討事項があると認識しておりますので、先進事例などを参考に産業部門や市内の各種団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） 本当に必要性に関しましては、ほんとに理解をいただいていると思います。やはり課題等もありまして、実際本市で地産地消にうまく取り組むためにはいろいろなハードルを乗り越えないといけないということがわかりました。安定供給を行うためにも、量的に確保できる品目が必要になるわけですが、本市の農産物、水産物で一定量確保できる品目はどのようなものが考えられますでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

学校給食での食材として市内で一定量確保できると考えられる品目は、農産物ではJAで共同出荷を行っている米、キュウリ、米ナス、オクラ、しし唐、トマト、ブロッコリー、菜花、ポンカン、小夏など。また水産物では冷凍によるメジカ、水産加工品では宗田節などが考えられます。魚は毎日、魚種も異なり量もまちまちであることから冷凍による確保が必要でないかと思っております。ちなみにJA幡多三崎支所での出荷量は、昨年度実績で米、主食米が7.1t、米ナス13t、キュウリが678.9t、オクラ59t、しし唐29.5t、ブロッコリー157.8t、菜花51.5t、ポンカン32t、小夏11tとなっております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

収穫時期等の調整は必要ですが、量的にも確保できそうな品目があり、しっかりと検討する必要があると思います。食材費年間で4,300万円を超えるという答弁もいただきましたが、できる限り農家、漁師等への所得の安定につながればと考えております。

しかし地産地消を進めていく上で、先ほど学校教育課長からもお話ありました課題等もあり

ます。学校給食のスタートは30年の5月もしくは6月ということですが、この課題を早急に解決しなければなりません。また多くの利害関係者とのコンセンサスも重要となってきます。例えば、学校教育課また農林水産課また各種団体のJA、漁協、農家、漁師、そして栄養教諭等で組織する地産地消検討委員会等を直ちに立ち上げて、このしっかりと地産地消に対する取り組みを進めていくべきだと私は考えておりますが、これにつきまして市長の見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただ今の地産地消検討委員会の設置というご提案がありました。これについては大変必要なことだと思いますが、現在教育委員会サイドで学校給食検討委員会、これを立ち上げて実施に向けたさまざまな角度からの検証が行われているところでありますので、この中で地産地消など食育に関する事項をこのことについても重点的に協議をしまっておりまして、議員の提案のあったことにつきましてはこの中で検討しながら必要であれば設置、というそういうことでぜひ検討していただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

ということで、教育長、ぜひともこの地産地消というのは委員会の中でもしっかりと議論していただいて、ただほんとに学校教育課だけで進めるというのは人的にも、分野的にもかなり幅広くなりますので、しっかりとした各種団体、また行政間との連携をしていただきまして進めていただきますよう、強く要望させていただきます。

それでは次の質問に移ります。次が学校給食費にかかる負担についてであります。業務委託に関しては年間7,815万円、またその内訳が給食費4,349万円、市負担が3,466万円を見込んでいるということですが、子供と教職員の給食費につきまして学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

現在建築しております給食センターは市内全児童生徒及び教職員を対象として、平成30年度の給食対象人数を児童生徒704食、教職員116食、計820食を見込んでおります。学校給食費につきましては、他自治体では、食材購入費を給食費の基準としている例が多く、今後検討委員会において検討してまいりたいと考えております。なお、県内の1食当たりの平均

は小学生266円、中学生299円となっております。

学校教育課といたしましては、今後の財政見通しを算定するため、給食費を小学生250円、中学生290円として試算しており、これに基づきそれぞれに1年間の給食費を算定いたしますと、小学生総額で2,247万3,000円、中学生総額1,435万5,000円となります。また教職員につきましては、小中学生と同額で徴収してる自治体が多いことから、中学生相当額で算定いたしますと666万1,000円となります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

それでは次に、建設費やランニングコストを加味した場合の1食当たりの給食費について、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

給食施設建設費は設計委託や給食配送車などを含め、総額6億700万円を見込んでおり、給食材料費、委託料等を含めたランニングコストは7,815万円と試算しております。

ランニングコストのみを加味して給食費を算定した場合の平均は477円となり、施設建設費とランニングコストを加味した場合は586円となります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） わかりました。

1食当たりランニングコストをいれた場合が約477円。そして建設費も含めると586円ということで、またこの建設等にかかわる6億700万円に関しましては、補助を受けることができれば約4分の1程減るということで、この建設費の586円がもう少し下がるのではないかと推測されます。

次に学校給食費の職員の負担についての見解を学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法及び施行令に学校給食の実施に必要な設備及び設備



に要する経費並びに学校給食に従事する職員に要する人件費等を除いた経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者負担とすると規定されておりますが、教職員負担の給食費について規定がありません。そのため県内10市をはじめ多くの自治体では、児童生徒と同額を教職員の給食費としております。児童生徒の給食費につきましては、今後土佐清水市小中学校給食検討委員会において検討してまいりたいと考えており、その中で教職員の給食費についても検討してまいりたいと思います。なお、学校給食につきましては、現在検討中の事項が多いことから給食費等新たに方向性が示された際には、所管委員会に報告してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

ほんとに学校給食法には教職員の負担についてはほんとに規定がないんですよね。この教職員の負担につきましては、私が2年前に総務文教常任委員会の委員にいたるときからちょっと気になっていろいろ調べていたんですけども、国の所管ともやりとりをしたんですけども、基本的には各自治体に任せていると。こちらがどうこう決めているわけじゃありませんということ。また会派で視察に行ったところも基本的には、生徒さんと同じだったってことで、ほんとに全国的に見ても基本的には中学生とかの金額等に合わせるのかなというのがこの給食の教職員負担にかかわる一般的な各自治体の認識ではないかなと思っております。

各自治体の判断で教職員の負担を決めたり、一般的には生徒と同額になっているようですが、学校給食を実施する際には、毎年市の負担があることからさまざまな議論がされ、泥谷市政になって初めて実施されるわけでございます。市民の皆様のご理解を経て、土佐清水市の子供のためにスタートするわけですので、子供にかかる負担に対する理解は市民の皆様も一定あると私は思っておりますが、一般的に教職員のお昼ご飯を市民が負担するという考え方は私は理解ができません。またこれまでも財政にかかわる質問をさせていただきましたが、本市の状況は楽観できる状況ではありませんし、仮にランニングコストを加味した市民の負担は、年間411万4,000円、これが市民の皆様が教職員の材料費とは別に負担することになります。また建設費も含めると、651万2,000円が毎年かかるわけですね。年間の市の負担額としましても、教職員の負担を約10年間すれば、1年間の給食費を超える金額になってしまいますわけですね。子供のための学校給食ですので、大人である教職員は生徒と同額であるということは、いささか疑問を感じます。財政難の本市にとっては、教職員の負担についてもランニングコストを加味した477円程度で検討をすべきだと私は思っておりますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先ほど学校教育課長のほうも答弁があったように、基本的には教職員の給食費というものが定められているものではございません。しかしながら、その学校給食法の第11条には、施設や設備、それに掛かる人件費等は各自治体がつとということがうたわれております。そこからいたしますと、子供たちまたそれを受ける人たちに対して、どこの部分をご負担いただくかということになると。これ端的に言いますと、材料費ということになってきます。

それで今回のご質問の中で教職員ですね。いろいろ、いろんな形で今学校に先生であったり、いろんな形の支援員であったり、いろんな方がご参加していただいているわけですが、それも同等に、その保護者にご負担いただく分と同等に食材費を調達というか、徴収させていただきたいというふうに考えて、今のところは私たちはその方向で、ほとんどの自治体がそのようにされているように、その方向でいいのかなというふうには考えております。

ただ、先ほどからもありますように、学校給食検討委員会を立ち上げて、さまざまな角度から検討していただいておりますので、そこにも議員、おっしゃるとおり本市の財政状況、あるいはまた他市の状況等を報告した上で、十分な検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ほんとに給食を実施すると、教職員の方々の負担も実際にふえるというのはOBの方、また現職の方からも聞いております。ほんとに大変と、人によってはこれを好きやけんいっぱい入れてしまうとか、これが嫌いけんとか、ていうそういう子供ならではのそういうこともあるので、しっかりとそういうことがないように、ちゃんとしないといけないということと、また食育を進めていく上での指導もありますし、それに関しては逆に言うと、実際昼休みで休憩できる部分がそれに費やされて、さらに教職員の仕事っていうのはふえていくと、本市以外で既に実施しているところはあれですけど、本市の場合はふえてしまうという現状も私も当然理解しております。

ただほんとに先ほどから話してますように、財政的なことと、ほんとにまたこの給食がせっかくスタートしたのに10年後、これこのまんまでできんぜとなってもほんといけないと思うんですね。最優先課題は子供のためにこれをしっかりと続けていくっていうのが主たる目的でないといけないと思いますので、まずはそこに一番の重きをおいて、プラスそこに教職員のサポートっていうのは絶対不可欠でありますので、そこも加味した上で委員会等で議論してい

ただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次の質問に移ります。漁業者支援についてであります。9月にも質問いたしました  
が、その続きとなるわけですが、農林水産課長に改めて漁師の高齢化の問題につきましての認  
識をお伺ひいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

漁業者の高齢化については、さきの9月議会でもお答えしたとおり60歳以上の年齢比率  
がメジカ漁で80%、サバ立て縄漁で75%と非常に高い割合となっているところであります。  
また水揚げ量や操業日数の状況につきましても、60歳以上の年齢の方々が主力となり、そ  
れぞれの漁を支えていることから、今後高齢化による漁業者の引退が本市の漁業にとって与え  
る影響は大きいものであると認識をしております。メジカやサバをはじめとする水産物漁獲量  
の安定確保と後継者の育成には、現役漁業者の一層の活躍と協力が不可欠であることから、高  
齢漁業者が少しでも長く操業できる体制づくりと支援が必要であると考えます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） やはり漁獲量の安定確保と後継者の育成には、ほんとにベテランの  
漁師の方々が不可欠であり、少しでも長く操業できる体制づくりがほんとに必要なだと思ひます。  
既にエンジン等の機器の支援につきましては、岡崎議員からも提案がありましたが、新規漁業  
者支援についても、パッケージとして行うべきだと思ひております。引退後に新規漁業者へ漁  
船を安価で提供できるような仕組みが必要です。

新規漁業者支援は入り口はほんとに充実していると思ひております。ただ独立後の出口  
の支援はまだまだ改善の余地はあるのではないかと思ひております。漁船のマッチングにもつ  
ながり、また引退する方、これから始める方から、両者がウイン・ウインとなると私は考へて  
おります。

そしてもう1点、提案をさせていただきたいことが、浜の活力再生プランの見直しです。漁  
業の成長戦略ともいえる計画に位置づけられると思ひておりますが、ベテラン漁師に対する  
位置づけがこの中でされておられません。課長もベテラン漁師については十分ご理解していただ  
いておりますが、今後の支援を行う上で重要なことだと思ひます。実際にこの土佐清水の浜プ  
ランの中で、大きく4つに分けて項目があります。漁価の向上、そして効率的な操業及び水揚  
げの安定化、さらに漁業者の育成と魅力ある漁村づくり、漁村並びに周辺環境の安全及び水産

資源の維持増大となっております。この3番にあります漁業者の育成というところには、漁協は県が実施している新規就業者支援事業を積極的に活用し、新規就業者の受け入れを行う。若い新規就業者がふえることにより、漁村が活性化され、生産量増大及び漁業収入向上につながるとされております。そして本市でもやっておりますが、漁具の作成等行ったりとか、新規就業者に対しての事柄についてはこの大枠でも触れていただいているんですけども、本市にとって9月、そして今議会では多くの議員の方からも質問がありましたが、ベテラン漁師の方々の重要性、またこの課題にもしっかりと向き合っていかなければならないと思っております。

また、ここに位置づけがないと、これからまた県、国に対して要望活動する上でも、やっぱり対象として見てくれない可能性も出てきますので、ぜひこのプランの見直しをしていただきたいと思っておりますが、農林水産課長の見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

国の補助事業の優先採択等の支援を受けることができる浜の活力再生プランにつきましては、漁業者、漁協及び行政で組織する地域再生委員会により、漁業経営のコスト削減や水産物の高付加価値化等により、漁業者の所得向上を図ることを目的とし、それぞれの地域の特色や取り組みについて数値目標を示した上で、各年度の計画を策定しているところであります。

プランへの具体的な取り組み内容の記載につきましては、地域再生委員会での協議、承認が必要となりますが、議員ご提案の現役漁業者の支援体制の確立等の取り組み等の記載につきましても、今後検討をしてみたいと考えます。

また高齢漁業者への支援につきましても、議員ご提案のとおり、高齢漁業者のみへの単独支援にとどまることなく、後継者となる新規漁業者とのマッチング等も視野にいれ、将来につながるのある支援体制や補助制度の導入を県や漁協など、関係機関と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

ほんとに後継者となる新規就業者とのマッチング等も視野ということで、これに関しましては9月の一般質問でもしっかりと対応していかないといけないということは、答弁でもいただいておりますが、ほんとに後継者、これから新しく始めていただく方々をふやすためにも、既存のベテランの漁師の方々、しっかりと頑張ってくださいが必要があり、それをしっかりとした位

置づけとしてこの計画に入れることで、より一層この本市の漁業の発展につながるのではないかと考えております。

エンジン等の機器の支援につきましては、既にほかの方の答弁もいただいておりますので、この浜プランにつきまして、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 実は今年は2回ほど、水産庁長官と直接お会いすることができまして、この漁村、それから漁業者支援策についての意見交換もさせていただきました。逆に、やはりしっかりとした制度設計、それから効果的な政策提言といったものをきっちり和各自治体のほうでまとめて、具体的な提言もぜひしたらどうかというそういう意見もありましたので、今後関係機関、特に漁業者の意見を参考にしながら、具体的な中身の、その浜の活力再現プラン、これにそった形での、どういう形で政策提言ができるかということもしっかりと協議もしながら、具体的に持っていける、具体的にこういう事業をお願いしたいというところまで政策提言できるような形で今後作成して、それをもってまた国への要望活動を積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 1番 田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君発言席）

○1番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

ほんとに浜プランの見直し等につきましても、市単独でできるものではございませんし、関係団体との意見交換も必要ですが、関係団体も含めこの問題については現場にいる方が一番危機感も持っていると思いますので、ぜひそのヒアリングもより一層進めていただいて、今ご答弁ありました、さらに計画を練って具体的なプランの提案というのを積極的に国、県に対して行っていただきたいと思いますし、高知県下の中では本市の水産業は、県の水産の担当者とお話する中でも、ほんとに積極的に取り組んでいただいているということで、本市提案の事業に対しても県もしっかり支援していただいている現状もありますので、このような関係の中でしっかりと現場の声を聞きあげて、本市が県、そして国へと提案できるように引き続きしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、財政問題、これまで議員にならさせていただいてやってるんですけども、ほんとに年々いろいろなことが起きて、より一層厳しくなっています。しかし、この財政が厳しくなってきたことを市民の皆様にご迷惑をかけるっていうことは、極力避けたいといけません。

またこの行政として、議会として、できることは徹底的にすべきだと思いますし、また経済をさらに成長させることで、この解決策の一つとなると私は思っておりますので、この漁業者支援というのは、本市にとっても大切な位置づけになっておりますので、しっかりとこれにつきまして、所管ももちろんのこと市長はじめ皆さんにご協力いただきながら進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時52分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） 失礼します。それでは通告に従いまして、質問を進めていきますのでよろしくをお願いします。

まず最初に、健康推進課長にお伺いします。口腔ケアについてです。

南海地震に備えて、高知県至るところで避難訓練が行われています。トリアージの訓練が行われているというテレビ放映をよく見ます。ドクター、ナースとの連携が取れ、てきぱきと行動しています。人命にかかわることなので、大変重要な仕事だと思います。テレビ、新聞を見ても、歯科医の名札を見ることができません。清水の訓練においても歯科のドクターは見ません。歯科医のドクター、口腔のドクターとの連携は取れているのですか。お伺いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

歯科医師との連携については、高知県が策定している高知県災害時医療救護計画の中で、高知県歯科医師会での市災害対策本部、高知県医療本部または高知県医療支部からの要請に基づき、歯科医療救護活動を行うこととされており、外科、内科の医師と同様に災害時の医療救護活動を連携して行います。また、県が主催する災害時医療対策幡多支部会議では、高知県歯科医師会幡多支部長が委員として参加しており、災害時医療救護活動等について協議検討、情報共有することで、災害時に連携ができるよう取り組んでいます。

○議長（仲田 強君） 5番 浅尾公厚君。

(5番 浅尾公厚君発言席)

○5番(浅尾公厚君) ありがとうございます。

続きまして、地区内で看護師さんが何人居住しているのか。例えば三崎で何人いるとか。孤立する地区の対応処置は、DMATが待機しているところに搬送するまでの対応処置をどうすればよいのか。近くに看護師さんがいれば自主防災組織としても心強く次の行動が素早く取れると思います。災害が発生した場合において、孤立した地区に看護師さんが待機していただける処置をお願いすることは可能なのでしょうか。お伺いします。

○議長(仲田 強君) 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) 看護師等がどの地区に何人居住しているかについては、把握しておりません。しかし、昨年6月に市内の病院に勤務する看護師等の状況を聞き取りしたところ、看護師、准看護師の人数は常勤、非常勤合わせて118人であり、そのうち市外から通勤している方を除く、本市に居住している看護師、准看護師は95人となっています。

孤立する地区での看護師による対応処置をとのことでありますが、市内病院のうち、渭南病院、松谷病院、足摺病院の3病院が災害時医療救護病院として、負傷者の受け入れを行うこととなっており、病院勤務の看護師については、災害発生後各病院に参集することが必要なことから、地区で対応処置を行うことは難しいと考えますが、例えば橋の崩落等により交通網が遮断された場合で、看護師が居住する地区から病院へ参集することが困難なケースでの地区における協力体制について検討して行きたいと考えています。また地域での看護師による医療救護活動については、高知県看護協会が推薦する看護師を知事が委嘱し、災害看護コーディネーターとして、県が医療支部ごとに配置しており、災害時には災害支援ナース、地域災害支援ナースの派遣調整を行うこととしています。加えて高知県看護協会では、医療機関を退職した看護師等による、災害時の医療救護活動への協力体制の整備を進めているとのことであり、市が市内5カ所に設置する医療救護所での医療救護活動を含めた、地域での医療救護活動体制の整備について、県、関係機関と連携しながら取り組みを進めたいと考えています。

○議長(仲田 強君) 5番 浅尾公厚君。

(5番 浅尾公厚君発言席)

○5番(浅尾公厚君) 避難場所での避難生活において、口腔が悪くなれば食欲が落ち、体力がなくなり、どんどん体調が悪くなって気持ちも落ち込んでいきます。何日、何カ月になるかわからない避難生活、表面にはあらわれませんが、歯が最も大事だと思います。避難訓練の折、防災の話があるときにはDMATも大事なことです。歯科の先生方の参加をお願いしてはどうでしょうか。また、歯の大切さについて講演をお願いしてはどうなのでしょうか。よろしく

お願いします。

○議長（仲田 強君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

県が主催し、広域市町村の関係機関が共同して実施する高知県総合防災訓練では、歯科医療救護所の開設、運営、負傷者のトリアージ、応急処置、搬送といった訓練が行われたとのことであり、市総合防災訓練での医療救護所におけるトリアージ訓練への歯科医の参加について、今後検討をしていきたいと考えます。

また、歯科医による講演とのことですが、現在のところ歯科医による講演は行っておりません。しかし、各地区で行っている運動教室での口腔体操、家族介護教室での歯科衛生士による口腔ケア研修等の取り組みにより、歯の大切さ、口腔ケアの重要性についての普及啓発に取り組んでおります。

○議長（仲田 強君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

ちなみに私は、歯ブラシと歯磨き粉を、予備に買っています。できれば避難袋の中には、歯ブラシ、歯磨き粉、必ず入れておくように通知もお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

続きまして、消防長にお伺いします。地震、津波が発生した場合には、誰もが自助を一番に行動しなければなりません。近年台風が大型となっております。外国では風速50mという想像できないような風が吹きあれ、大変な被害が発生しました。今年の台風10号では、多くの方々が亡くなりました。ここは大丈夫だろう。ここまでは来ないであろうという安心感。しかし、台風が今までと違い大型となっており、とんでもないところの土砂が崩れ、ここは決壊しないだろうと思っていた堤防の決壊等々、被害が甚大になっています。10号台風において、消防署に救急依頼の電話がひっきりなしにかかっているのに、出動できないところがありました。消防署が浸水し、救急車両、消防車両が動かさない放映が、出動できないという画面が放映されておりました。

清水市の場合、消防屯所は川の近くにあり、また海の側に多く建っています。災害発生時、また発生後の消防団が出動できなければなりません。車両は大丈夫なのでしょうか。お伺いします。

済みません、一つ抜けました。団員に車両を逃がすという指導、または訓練、通達はしているのでしょうか。お願いします。



○議長（仲田 強君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。

現在、河川があり、台風等で水害を受ける可能性のある消防屯所は、西から宗呂上、貝ノ川、竜串、三崎、加久見、以布利、久百々、小方、下浦、市野々の各屯所となっております。

消防団においては早い時期に召集や待機を行い、河川や高潮、高波等の水位監視や見回りをし対応をしております。また下ノ加江川等、過去に水害があった消防団は指示を出す前に独自に地区消防団が判断し、水位監視を行うなど、水害対応をしており、消防団車両の避難の時期などを含め、高台への避難移動は問題なく行えるものと考えております。

消防団車両の移動につきましては、これまで指導、通達、訓練は特には行っておりませんが、あらゆる災害を想定し、車両の避難ルートの再確認など消防団と協議をしながら対応をしております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

西南豪雨の折にも僕は消防団におりまして、おばあさんが1人逃がすと、そのときに消防車両しか使えないような水位の高さのともありました。そういう場合にそういう発生後に救助車両が使えなければ何ともなりませんので、そこらあたりの指導、鞭撻をよろしく願います。

続きまして、市長にお伺いします。倒壊の恐れのある家についてです。強風や台風のあとに飛ばされた瓦、トタン、がれきが周囲に散乱しており、隣近所に迷惑かけている空き家がかなりあります。区長の折には、その処理が大変なことでした。このような家屋は土佐清水市内に至るところにあると思います。耳にしております。所有者、相続人が県外で生活し、生存していることはわかっているが、詳しい住所がわからない、所有者に連絡をとりたくてもできない現状があります。こういった家屋は地震、津波の避難路沿いに多くあります。避難の際に避難路を閉塞すると思われまます。これは大災害時には、人命にかかわる問題になります。個人財産であり、承諾がなければ取り壊すことができないこともわかります。取り壊しの費用の問題等々いろんな課題があると思いますが、空家問題はどこに相談すればいいのでしょうか。また、持ち主はその家屋をもうぼろぼろで取り壊したいのですが、借地人がどこにいるかわからないというような問題もあります。市としての空家対策について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 時間がまだたっぷりありますので、ゆっくりと詳しくお答えさせていただきます。

総合的な空家対策を推進するため、平成27年5月26日付で空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家法、これが施行されております。この中で自治体の責務は、空家等対策計画の作成、空家等に関する対策の実施、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるの3点が示されております。

本市の現状の取り組みであります。昨年度、危機管理課を総合窓口として関係課による空家等対策委員会を設置、情報を共有し相互に協力、連携を行い、空家対策の推進を図ることといたしました。本年度はベースとなる空家データ整理に取り組んでおり、現地調査を8月より行い、年度内に調査、取りまとめを終了させたいと考えております。来年度、前半に固定資産情報を活用し、所有者の特定を行った後、空家対策計画の策定を行う予定であります。

危険、不衛生、景観を損なうなどの建物で、所有者が不在または不明の特定空家につきましては、まず助言、指導、次に勧告、その次に命令、最終手段として行政代執行という流れになります。代執行にかかる経費につきましては、市が負担し所有者に支払いを求めますが、請求しても納付されない場合は最終的に市の単独負担となることから、市が財政的負債を負うことにもなり、また裁判沙汰となることも想定され、市の経済的、事務的負担も増大することになりますので、助言、指導、勧告の段階で所有者が老朽住宅除却等の補助制度を活用して対応していただけるような対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、窓口はということですが、危険家屋、危険空家につきましては、危機管理課を窓口として対応しておりますので、ぜひ危機管理課のほうにご相談いただきたいと思います。

以上です。

○議長（仲田 強君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

1回目か2回目の質問にも話したと思うんですが、三崎で4、5年ぐらい前に、それほどの台風じゃ、強い台風ではなかったんですが、軽四がとまってる車庫があったわけです。その車庫が、北から南に吹いて、三崎の真ん中の道路、あれ確か幅6mぐらいあると思うんですが、見た目は小さい家屋でしたが、それが倒れると6mの道を全部塞ぎました。東西に通行することができないわけです。その通行も片づければいいんですが、周りは年寄り、高齢者ばかりで、何ともならんと。釘とか、土とか、何とか埋まっていくような状態ではなく、なかなか人

間の力では小さい家屋であっても取り壊す、除去することはできません。こういうところがかなりあると思います。

いい例が、三崎が、僕が区長さんをやらしてもらったときに、そういう経験があり、今の区長さんも大変だと思います。いろんなところでそういう話が区長さんのほうから出ておりますので、区長さんも大変気苦労使って地区内のことをいろいろ心配していると思います。そういう心配事が少なくなるような相談をよろしくお願ひしたいというのと、今後区長さんにもそういう質問があれば、詳しくわかりやすく説明していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 最後の質問者となりましたが、大変お疲れとは思いますが、一般質問を行ってまいりたいと思います。

4点通告をしております。最初に清水高校の高台移転ということで、教育委員会に質問をいたします。今議会の一般質問、一昨日から農林水産課と教育行政、大変質問が多ございまして、それも期待が高いというふうに思っていたかと思っております、よろしくお願ひしたいと思いますが。大変疲労こんぱいしておるのではないかと思っておりますけれども、追い打ちをかけますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

まず、清水高校の高台移転でございましてけれども、先月の11月の25、6と黒潮町で30カ国の高校生が集まりまして、360人というように報道されております。「世界津波の日 高校生サミット in 黒潮」というのがあったという報道があったところでございまして、このサミットにおきまして、津波被害をはじめとする災害から1人でも多くのとうとい命を守るため、でき得る限りの努力をするという宣言がなされたというふうに報道があったところでございまして。この件につきましては、12月県議会が、12月8日に開会されておりますが、その知事の所信表明の中で尾崎知事は、サミットを一過性のものに終わらせることなく、多くの県民の防災意識の高揚につなげるなど、将来にわたって取り組みを発展させていきたい、このように表明のあったところでございまして。

ご承知のように清水高校は加久見川の河口、太平洋に流れておりまして、その水際に位置しております。私が清水高校のときには、まだ校庭とその護岸とがあまりはっきり工事ができておりませんでした。満潮になりますとまだ潮が校庭の中に入ってくるというような状況であったわけでございまして、文字どおり水際というか海の上に建っておるような状況というふうについても過言ではないかと思うところでございまして、この高台移転というのは以前から指摘のあったところでございますけれども、昨日の前田議員の質問の中でも総合教育会議の中でも、この問題が取り上げられたという答弁があったところでございますけれども。この清水高校の高台移転につきまして、これまでの経過につきまして答弁をお願いしたいところであります。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

本市の最高学府であります清水高校には、本年5月1日現在で、全日制1年生47名、2年生50名、3年生40名の計137名と定時制のほうに1年生7名、2年生5名、3年生5名、4年生4名、計21名、合計いたしますと158名の生徒が通学している現状でございます。

議員ご指摘のように、その立地といたしましては、加久見川河口に隣接した海拔2.2mにあり、高知県教育委員会が作成した県立高等学校再編振興計画の中では、南海トラフ地震の津波により大きな被害が想定されることから、適地への移転、検討をする学校とされています。市教育委員会といたしましても、清水高校は立地条件等から台風等による高潮や地震による津波被害等を受ける恐れが高いと認識しており、高校が被災した場合、早期の教育活動再開を支援するため、清水中学校施設の共同利用に向け、先般災害時における学校教育施設の活用に関する協定書を締結したところであります。

また、去る10月には企画財政課長と県高等学校課を訪問し、高台移転に向けての意見交換を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） だんだん積極的な取り組みをいただいておりますので、まずは安心を少しはしたところがございます。

高校の再編計画というのが平成26年の10月に発表になっておりまして、これは新聞報道にもあったところでありますけれども、その中で清水高校については、高台移転というものが

上がっておるといふような説明もあったところでございます。喫緊の課題でありまして、待ってられません。わかりませんから、津波。いつくるかわかりませんから。それこそ一日でも早い移転というのが望まれるということではないかというふうに思っておりますけれども、今後の高台移転への見通しにつきまして、一定状況があれば報告をお願いしたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

清水高校の高台移転の必要性につきましては、県高等学校課も十分認識しており、清水高校の移転に向け、本市の市街地周辺に清水高校が移転できるような広さと高さの土地を確保できないか検討しているとのことであります。

また、意見交換した以降に、県高等学校課より市街地周辺の土地について問い合わせもあり、年明けには本市の現状把握に県より来清する話も伺っております。

本市教育委員会といたしましても、清水高校の生徒が安心した環境で授業等を受けることができる環境づくりに向けて、県教育委員会と情報共有を図りながら、市長部局との連携も取って、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 県立高校の再編計画についての中で、先ほど清水高校の高台移転について教育長が説明があったところでございますけれども、立地、県下の公立の高校の立地状況というのが私も十分に理解しておりませんが、清水高校はご案内のとおりでありまして、あと宿毛か、ちょっと内陸入っておりますけれども、あまり海拔から見ると高くないという状況ですので、再編計画との絡みもあるように聞いておりますので、そのところについては高台移転というのが早速ということにはならんのかな、多少やっぱり一定の時間、日にちを要するという事じゃないかと思っておりますが、当面考えられますのが、清水高校を筆頭として宿毛、東ので安芸高校もちょっとそのあたり対象になっておるんじゃないかという話も聞くところございまして、いずれにしても早い時期にやっぱり県行政への、教育行政への働きかけというのは、その奮闘というのが、いうとそういう熱意っていうのが一定順位というのを決めるということにもなりかねんと思っておりますから、ぜひそういう取り組みを、これ教育行政じゃなくて市長にもお願いしたいと思っておりますけれども、県へのこの高台移転への取り組みをぜひ市長もお願いしたいと思っておりますが、その点に関しましての意見をいただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) これまでの取り組み、そして見通しについては、今教育長から答弁がありました。言われましたようにこの県立高等学校再編振興計画の中で清水高校については南海トラフ地震による津波への対応のため、高台移転を検討するとそういつて位置づけられておりますし、これまで市長に就任してからずっとこの間の県教委との協議の中でも、高台にコンパクトな機能でかつ中高一貫教育を推進するために、なるべく中学校の近くにというふうなやりとりもございました。そのことから今後、早目早目に手を打っていきたいと思っております。

早速来年1月5日に県の田村教育長に面会を申し込んでおりますので、教育長とともに、この具体的な候補地というのも都市計画組合の保留地も示しながら、具体的な候補地についても示して、このスケジュール的なものも今後詰めていきたいと思っております。

そういうふうに県教委との連絡を密にしながら、清水高校の早期高台移転について、高台移転実現に向けて、強く取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(仲田 強君) 12番 武藤 清君

(12番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) 大変力強い答弁をいただいたところでございまして、私ども議会にありまして、ややもしますと、高校の問題というのは、自分たちの市会議員としての所管から離れますので、ちょっと県に対しての遠慮が先にあって、高校生の状況というのはあまり踏み込んで考えるということが、ちょっと希薄なのではないかということをおもひ返しておるところでございます。

古い話ですけれども、私ごとですが、私の娘が昭和45年生まれですから、1970年生まれの子供がおりまして、その子供が清水高校に入って1年生のときから、高校へ300人ぐらいの中学卒業生がおった時期がありました。そのときに県の教育行政へ1学年1学級増の、学級増の運動を展開をしまして、3カ年連続で1学年1学級をふやしたという経過があるわけでございますけれども、本来ですとこの清水高校の高台移転につきまして、もっと所管の総務委員会、所管の議員が、例えば市の教育委員会、市長と一緒に県行政へ高台移転を働きかけるといふ作業もあってもよかったのかなということをおもひ返してございますけれども、そういう点がちょっと希薄だったかというふうなことを思うところがございますが、やっぱり県行政の所管で市は特に運営責任はないとしたものでは、市の行政区域内にはあるそういう公の施設でありますから、踏み込んでやっぱりやるということも大変時と場合によっては重要ではないかというふうにも思うところがございます。この高台移転につきましては、まさにそのことではないかというふうにも反省もしながら思うところがございますが、今、市長か

ら力強いお話を伺いました。年明けに尾崎知事にも清水のほうへ入るといような話もちよつと漏れ聞いておりますから、1月5日に行っていただけるとい話もありましたが、また機会を捉えて知事のほうにも要請をしてもらいたいといふうに、市長にお願いをしておきたいと思ひます。

次に教育長にお尋ねしますが、再編計画につきまして先ほどの話の中で出ておりますし、新聞報道にもあったところがございますけれども、全体で158名の清水高校生がおられるといふことで、なくなるといふことではないでしょうけれども、やっぱり自分が懸念されるところであります。分校として残るといふことは、もともと分校から始まった清水高校であるようでありますから、また制度がえで元へ戻って中村高等学校清水分校みたいなことにならんように、何とかその存続できるような形は残してもらいたいといふうに思ふわけでございますが、県立高校の再編計画について簡単に報告を求めたいと思ひます。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 県立高校の再編計画といふことでございますので、現在、県教育委員会におきまして、県立高等学校の再編計画といふのは、平成26年度10月に策定されまして、県立高等学校再編振興計画といふことでございますが、10カ年を想定しておりまして、前期が26年度から30年度、後期が31年度から35年度の5年5年の分けて策定しております。

前期のほうでは既に新聞等々で報道がなされておりますので、大きな計画としましては、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合を今取り組んでおりまして、名前が云々も報道されているところでございます。そしてもう一つは須崎工業高等学校と須崎高等学校との統合も今取り組んでいるところでございます。

そういった中で前期の計画の中で、じゃあ清水高校に対する記述はどうかといふことでございますが、前期におきましては連携型中高一貫教育を推進する。教育活動の充実を図り生徒の確保に努める。近隣に他の高校がない学校であり、特例として1学年1学級20人以上を最低規模として維持する。これが今、武藤議員が懸念されておりました。通常でありますと、県の方針でありますと、40人以上といふことになりますので、1学年2学級は高等学校としているといふ指針を示しているわけでございますが、清水高校の地理的な現状を考えた場合に、20人以上おればといふ特例が入っております。それと南海トラフ地震による津波への対応のため、高台移転を検討する学校となっております。

本計画にあるように31年度からの後期計画になるわけですので、その南海トラフ地震による津波被害に想定される清水高校の高台移転について、31年からの後期の計画にはもう1歩

踏み込んだ具体的な施策が策定されて上乘せが入ってくるのではないだろうかというふうに今考えているところでございます。またそのようになるように、これからも県教育委員会、また市長部局とも連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 今当面、今説明をいただきましたように、20人以上で近隣に高校がないということが一定高校を存続させる条件であるようでありますから、当面清水高校が分校になるということは今のところはないというように理解をしたいというふうに思います。

清水高校というのはご案内のように、清水中学校が市内1校、中学校1校でありますから、清水中学校の卒業生しか清水高校には進学しない、ほぼ100%という状況ではないではないかというふうに思っておりますから、そういう点からしますと、先ほど市長の答弁でもありました中高一貫教育の問題がありました。大変高台移転が果たされまして、現在の清水中学校の近隣のところで一定の用地の取得ができれば、そこに移っていただくということで、中高一貫教育が、大変スムーズに流れていくというふうなことも今後出てくるのではないかというふうに思うところでございます。

31年ということの、今のところ26年の10月の再編計画の中では、31年以降ということのようではありますが、それをしよるといかなもんなのかというふうに思いますから、市長の先ほどの答弁、それから教育長も今お話がありましたように即刻高台移転を果たしていただきますような取り組みをぜひともお願いしたいというふうに思うところであります。

今、出ておりました現在の中高一貫教育、この状況につきまして、かいつまんでご報告をお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

土佐清水市連携型中高一貫教育ということで、清水中学校と清水高等学校の2校が今取り組んでいるところです。平成26年度より実施しております。6年間のゆとりの中で計画的、持続的な教育を行うことによって、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、豊かな人間性を育み、特性ある教育課程の編成や、教員及び生徒の交流などの教育活動を推進することにより、地域社会に貢献できる人づくりを目指してというところであります。

事業の1つとしましては、中高の教員による交流授業の実施があります。27年度においては清水中学校のほうから美術の教員が1名、清水高等学校の1年生の美術を、また清水高等学校から清水中学校3年生の数学、英語、国語を各2名が担当してきたところでございます。こ



これらの交流授業によって、生徒の感想等であります。生徒、先生方の感想であります。高1の生徒は抵抗なく高校の授業へ移行できた。週2日、高校で授業を行うことで、卒業生の様子や情報を知ることができた。中学校では、高校の教員が授業に入ることで、緊張感につながり、授業態度の改善や集中力がついた生徒が見られるなどの、そういう効果が認められたというふうな報告もいただいているところです。

このほかにも、中高合同で防災教育に関する講演会や学習会を開催、体育祭、文化祭などの交流をはじめ、中高6年間を見通したキャリア教育として、キャリア教育講演会や、人権教育講演会、中高生弁論大会、これ明日文化会館で計画しております、の開催。英語検定の資格取得など等々行っておるところでございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 一貫教育というのが、大変教育長今説明いただきましたが、大変効果が、今までの単独ということとは全く違うような状況、芽が出てるとということではないかというふうに思っております。報道されておる中でも全国的に公立中高の一貫教育というのが大変広がっているという報道がございまして、ある学校では中学校1年の秋から高校の学習内容を教え始めるという例があるようでございまして、このことについて報道がありますけれども、このことは教師の側から見ますと、関連づけて頭に入れるほうが効率的であって、理解もしやすいというふうに学校の先生は言うておられまして、受ける子供のほうでも流れに沿った説明であって大変わかりやすいというような子供たちの意見、感想もあるようございまして、こういう状況の中で大変この一貫教育の結果として進学率につきましても、一般の中高一貫の場合の進学率が一般の公立高校よりも高くって、それからその取り組みの学校数というのもこの10年間で2倍ほどにふえておるといふような報道もあるところございまして、大変一貫教育を取り入れる目的っていうのは十二分に果たしていけておられると思っておりますし、今後高台であんまり近いところでなろうかと思っておりますけれども、ぜひさらに進めていただきたいということを教育長にお願いをしておきたいと思っております。

次に2点目の大岐地区の避難タワーについてでございます。夜、益野のほうから元林道ですか、帰っておりますと、大岐の集落が見えてまいりますと右手に大変異様な感じがしまして、イルミネーションで明るくて大変いいのはいいのですけれども、目につきます。大変巨額な建設費というふうに思っておりますけれども、その総額と財源につきまして担当課長にお聞きをするところでございます。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

大岐地区津波避難タワーは市内唯一の津波避難困難地域解消のために、平成27年9月末完成いたしました。規模は鉄骨づくり3階建て、収容人数300人、避難階高16m、最上階は19mでございます。事業総額は土地購入、設計、施工管理を含め3億3,078万5,178円となっており、その財源内訳は国庫補助金社会資本整備総合交付金を活用しておりますが1億1,848万1,940円、緊急防災減災事業債70%の交付税措置でございます。公共事業等債10%の交付税措置がございます。この2種類の起債を活用しており、その交付税措置が8,910万円、ちなみにまだこれは償還期間が緊急防災でしたら10年、公共事業等債は20年ということで償還をしております。その2つのトータルで8,910万円、起債充当残額を県より、津波対策等加速化臨時交付金といたしまして1億2,291万9,000円交付を受けており、補助金、交付税、交付金トータルとして3億3,050万940円となり、実質の市の負担は28万4,238円となります。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 28万円だと安いもんやね。というようにも思いますけれども、どうもそのもったいないという思いがします。それでこれまで地元、大岐地区の皆さんからこの活用についての意見というのは、どうでございましょうか。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

地元での意見ということでございます。建設当初より地元大岐部落には、駐車場含め地元での利活用については最優先する方向で説明をし、部落のほうでも協議を行っていただきました。ちなみに私も大岐に在住しており、また地区の役員の1人として役員会等へも参加をしておるところでございます。

国道沿いで駐車場もあることより、地場製品の販売所の開設という意見はあったものの、具体的な案には至らず、また人が集まる大岐区長場・同福祉センターとは少し距離が離れており、また電気トイレ等の設備もないことより、イベント等への活用もなかなか困難であるというのが実情でございます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） やっぱり、今毎年11月3日ですか、地元のじんけん祭と産業祭と

セットしたようなイベントが行われておりまして、私はそういうイベント等で地元の皆さんが利用していただけるというのが、とりあえずよいのではないかというふうに思っておりますけれども、今、聞きますと電気もない、水もないということですので、そういう利用がないということですが、それは毎日イベントやるわけじゃありませんから、対応しようと思えば電気にしろ水道にしろ、できんわけではないであろうというふうに思っておりますが、やっぱり市長、日ごろからやっぱり自然となじむということがないと、特に地元の皆さんを中心にしながら、いざというときにそこを利用するということは、やっぱりふだんなじみがあってそのことをイメージとして浮かぶということでないかというふうに思っておりますから、ぜひもったいないということもありますけれども、避難施設ってというのはもともとは費用対効果から言いますと計算がしづらいもんですから、全体がそういうもんですから、なかなかそういうことで割り切れるということではないかと思っておりますけれども、できるだけやっぱり地元の皆さんに数多く、保育園の皆さんには避難訓練等々で利用があるというふうに聞きます。落成式の際に私も行きましたけれども、残念ながら屋上っていうのか、一番高いところまで上がらずに帰ってきておりますけれども、あそこへ上がったら大岐の浜が、海が見えるかと思いましたが、課長に聞くと見えんようですね。もうちょっと高くしたらよかったね。

そんなことはさておきまして、いずれにしても何らかの形でやっぱり地域の皆さん中心にして、1回でも1日でも多く利用をしていただけるような、やっぱり工夫をするということが周りの皆さんが見た目でも3億あまりもかかって全然おまえあれぞ、人が寄りつきよらんがぞ、みたいなイメージからしてもあんまりよくないと思っておりますし、ぜひ市長さっき水がない、電気がないというような話もありましたが、その問題については契約すればクリアできるという問題もあろうかと思っておりますから、ぜひ1回でも多く地域の皆さんが中心とした、市民の皆さんがこの避難タワーが利用できるようなことが考えられんもんか、市長のお考えをお伺いしたいところであります。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ご指摘のとおりです。ほんとにこの避難タワーというのは、生産性という面ではほんとにもったいないと言いますか、そういう感じがしております。ただ県内的に見れば中土佐町の純平タワーと八千代タワーというのが2つあるんですが、純平タワーこれが今年の建物部門のグッドデザイン賞というのも貰っております、このタワーは開放しております。ちょうどこのタワーは海のほうでありますので、久礼の港が見おろせたり、商店街の周囲の民家が密着するような町並みとか、遠くキラキラと輝く海が一望できるということで、池田町長に言わすと命のタワーでもありラウンドマークと。町を代表するようなラウンドマーク

という位置づけで、その365日開放している。

ただ、ご承知のように管理面ではかなり問題があると思いますので、そこでやはりほかの市町村もそうなんです、この避難タワーは平素は取りきっているというのが現状だと思いますが、ほんとにどういう活用方法があるのか、これは議会の、議員の各位にも呼びかけもしてみたいし、また庁内の若手の職員にもこの活用の方法についてアイデアもまた募集をしたいと思いますが、個人的には今の、これは全然庁内では検討したことがないんですが、今クリスマスの時期ですので、あの19mある巨大なクリスマスのイルミネーションとか、そういうものが飾りつけができるようなことであればまた新たな観光スポットということになるのではないかと、個人的にはそういう意見も持っておりますが、これもまた市民の皆さんの意見も取り入れて何とかこの有効活用ができないもんか、検討していきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 中土佐が365日開放っていうのは驚きですけども、ただ野放図に開け放して、例えば事故でも起きて命にみたいなようなことになると、さあ責任はってことで必ずなりますから、そのところは一定そうではないという対策を万全に整えながらどういう形で開放するかということにならざるを得んというふうに思うところで、あれ海が見えましたらこれほんと文句なしのタワーじゃないかと思うところですけども、自殺の名所にでもなりましたら大変なことになりますから、でも中土佐がやっておるわけですので、そうするとそのとおりということにはならなくてもやっぱ一定365日のうち、例えば何カ月か、例えば1カ月とか2カ月とかそうでなかったらシーズンが、この間についてはどうかとみたいな、さっきクリスマスの話もありましたけれども、そういう期間限定みたいな形で開放するということ等も一つ一つ考えながら徐々に手を打っていくというふうなことは可能ではないかと思っておりますから、今市長の、市長個人としての考え方ってまだ庁内ってことではないようでありますけれども、ぜひそういう方向で検討もお願いしたいというふうに思うところでございます。

次に今議会上程されております一般会計の補正の6号の内容につきまして税務課長に説明をお願いします。

○議長（仲田 強君） 税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） 一般会計補正予算（第6号）の歳入、1款1項1目1節の5,422万7,000円についてお答えします。

サンゴの水揚げによる所得増が補正の主な要因となっております。平成27年分のサンゴの

水揚げのある人数は104名で、市民税額は1億834万5,476円となっております、対前年度比で4,308万円の増となっております。そのほか、給与所得等について当初予算計上額を上回ったことによる増額と合わせて補正予算計上しているものです。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 歳入の補正予算というのはあまり聞いたことがないように思うわけですが、税収がふえるわけですからこれはもう手放しで喜んでええといえば、ええのではないかと、そのことがどうこうってことじゃありませんけれども、これ税務課長、今5,422万7,000円の1款1項1目1節の内容説明いただきましたが、サンゴの水揚げに関しての税収の推移についてポイントポイントと申しますか、流れを大まかにサンゴに関する税収がどうなのかという観点で報告をいただきたいと思えます。

○議長（仲田 強君） 税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） お答えします。

サンゴの水揚げ金額が大きく伸びましたのは、平成22年分からになっております。過去の推移として5年前の平成22年分、10年前の平成17年分の市民税の課税状況についてお答えいたします。平成22年分のサンゴの水揚げのある人数は100名でして、市民税額は2,423万9,124円ですので、5年間で8,410万6,352円の増となっております。また、10年前の平成17年分のサンゴの水揚げのある人数は27名ありまして、市民税額は40万8,900円となっております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 税務課長にはこの答弁で大変お世話をかけたようでございまして、お礼申し上げたいと思えます。

今、お聞きをいただきましたようにサンゴ漁による税収がいかに大きくなったのかということをおわかりいただけたのではないかと申すところでございます。このサンゴ漁に関して漁業振興について岡崎議員から初日、一昨日質問もあったところでございまして、重複をするわけですが、現在サンゴ漁につきましてはワシントン条約等の関係があるのではないかと申すような話を取りざたをされてお申す、このままのサンゴ漁に関する水揚げが続き、そして市税も続いていくということはなかなか将来にわたっては考えにくいので

はないかというふうに思うところでございますけれども、農林水産課長にお尋ねいたしますが、ワシントン条約についての関係がどうなのかということにつきまして、農林水産課長の説明をお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） お答えをいたします。

ワシントン条約とは絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約で、国際取引の規制を行う程度を定めるのが附属書でございます。この附属書に掲載されると内容によりまして、取引が規制を受けるようになってまいります。

高知県では掲載される前に、資源管理を目的としてサンゴ漁の許可の見直しや、禁漁区の拡大、1月、2月、6月、7月の禁漁期間の設定、操業時間の短縮、漁獲量の上限の設定、許可期間の短縮などを実施しております。しかし、これらの努力によりましても、附属書に掲載をされますとより厳しい制限を受け、操業の縮小や最悪には禁止といったことが予想されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ワシントン条約につきましては、今課長が説明がありましたが、なかなかこれの附属書に掲載されると対応が大変厳しくなるということのようではありますが、市の財政だけを言いますと、魚であろうとサンゴであろうとようは市税がふえりゃそれでええ、よけりゃええみたいなものですが、ただ付加価値といいますか、昨日、おとといも水産関係での指摘、質問があったところでございますが、これは例えば餌がいる、燃料はいりますけれども、漁具についてはそれほど網を買うということくらい、またほかにあるかどうかわかりませんが、そんなにそのことによってサンゴを取るということによって、波及効果があつて、市内の経済が活性化をしていくというようなことではあまりないのではないかというふうに思っております。漁協の歩金そのものも鮮魚類から比べると歩金も低いというような話も聞いておるわけでございますから、市税そのものは何でも入れりゃええというようなことなのかもわかりませんが、市全体の経済ということから考えるとその一言だけで結論を出すということではないというふうにも思うところでございます。

ご承知のようにサンゴというのは卵を産んですぐ大きくなって2、3年もしたら金になるような代物ではありませんので、やっぱり何十年ことによると3桁100年、それ以上もかかるというふうな代物でありますから、やっぱりきちっと規制をするということは大変種の保存、

ワシントン条約の趣旨からしても、大変重要な問題だというふうに思うところでございます。今までやっぱりこのサンゴについてのワシントン条約とのかかわりがいろいろな取りざたをされとるわけでございますから、県あたりも相当慎重にことを進めておるのではないかというふうに思っております。見通しははっきりは言えんと思えますけれども、農林水産課長、あなたの能力からして、どのあたりまでこのサンゴ漁が続くかご高説を伺いしたいと思えます。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 文野喜文君自席）

○農林水産課長（文野喜文君） 大変難しい問題でございます。お答えいたします。

平成22年ごろから価格の上昇が始まりまして、現在まで高値が続いている状況でございます。平成17年度の漁獲高は1億832万8,000円で、従事者が27名、平成22年度が8億5,498万8,000円で100名、平成27年度は28億9,846万円で104名となっております。これがいつまで続くかということにつきましては、初日の岡崎議員へもご答弁いたしましたように、さきの主の需要先であります中国の経済動向やワシントン条約の附属書への掲載、サンゴの資源生態などによりますので、現在のところはまだ予想がつかないということでございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 大変な巨額なサンゴ漁の水揚げ高というふうに思っております。28億円というのは、これは一ところの今県一ですけれども、単独の清水漁協が年間の水揚げが20億前後というふうな時代もあったのじゃないかというふうに思っておりますから、サンゴだけでこんだけの28億円というもう膨大な水揚げがあるということですので、それはそれでよしというふうに思っておりますが、市長、やっぱりこれはサンゴ漁ってのが未来永劫にということではないということはこれは自明の理だというふうに思うところでございます。いずれ高齢化があって、漁業をやめたりとか、昨日おとといあたりの質問の中でも新しい皆さんが漁業に従事していくというふえるという傾向も一部じゃありますけれども、全体としては高齢化が進んでいき漁業を続けていくということがだんだん減っていくということから考えることも現実ではないかと思うところでありますが、いずれにしても今の100隻くらいの許可船がサンゴを取って28億円、例えば5年先がどうなのか10年先がどうなのかっていうのはなかなか見通しがつきにくいと思えます。

いずれにしても、この皆さんっていうのはもともとサバを釣ったり、タイを釣ったり、立て縄に行ったり、底物釣ったり、カツオ釣ったりというふうなことで生計をたてていた、皆さん

がサンゴの漁があつて値段が高いということがあつて、サンゴにシフトしたという経過があるわけでございますから、いずれサンゴがワシントン条約等々の関係もあるとすると、元の魚の漁師に戻るといふ、元にシフトするといふことが当然あると思いますから、そのときになつて、慌てるといふことがあつてはいかんといふふうに思います。いろいろ手を打つていただいてるといふふうに聞くところではありますけれども、改めて市長の口から元の魚の漁師に戻つたときの対策といふことについてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 実は昨日もそのサンゴの、サンゴ漁師の宴席にもお邪魔をいたしまして、意見交換もさせていただきましたが、やっぱり漁業者の皆さんもこう長くは続かんがやないかといふふうな思ひを持っております。そしてまたワシントン条約の問題、そしてやはり年々漁が少ななりようといふような現状もあるようであります。そういう中で、農林水産課長も答弁したように、全く予想はできない状況ではあります。サンゴの漁業者がサバの立て縄やメジカの曳き縄漁に復帰をできる環境といふのは、漁協や関係機関とも連携して、施設の整備、それから販路の拡大なども含めた、いつ帰つてきても構わないような環境の整備といふのは受け入れ態勢の努力は行ってまいりたいと思ひております。具体的にはサバにつきましては、活魚車を配備いたしまして、神戸のワールドワンへの輸送や東京、大阪への送料の補助を含め、また商談会への積極的な参加による販路の拡大を図つております。

今年8月には、活魚水槽に酸素の供給をふやすファインバブルを試験的に設置をいたしまして、活サバの受け入れの増も図り、合わせて立て縄船にもファインバブルを搭載して活サバの生存率を確認する、そういった取り組みも始まつております。また、メジカにつきましては、補正の予算でも計上しておりますが、下ノ加江の市場の改築、冷凍作業のライン化による作業の効率化に取り組むとともに、今後においてはメジカ産業プロジェクトとして、メジカの保管量をふやすための新たな冷凍、冷蔵施設や老朽化したフィッシュミール工場の改築、そういった漁業振興に力を入れながら、そういういつ復帰しても構わない環境を整備していきたいと思ひております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ぜひとも、今聞きますと漁師の皆さんもいつまでもは続かんろといふふうな認識があるといふふうなことでありますから、元の漁業にシフトするといふことですが、そのことは全然関係ない、違う漁業にかえるといふふうなことではなく、今までやってきたことに元に戻るといふことですから、打つ手といふのもある意味では想定できるといふ



ふうに思っておりますから、ぜひ市長答弁いただきましたが、そういう方向でまたお力をお貸しいただきたいというふうに思うところでございます。

最後に土佐清水市みんなでまちづくり条例、副市長お待たせをいたしました。この条例は大変、これも市長の公約であったと思っております、私自身も議会の基本条例の制定、前にもお話ししたけれども、議会の基本条例そのものは本来ですと、この市の住民条例の中に包括されるというふうに思っておりますから、つくるのが逆でありましたけれども、大変意義のある条例だというふうに思っております。ただ今年の3月の28日の条例第10号ということがありますから、まだでき上がって1年もたっておりません。したがって、副市長の大変早い時期に状況を聞くというのは、大変申し分ない気もしますけれども、この条例をつくった会議といいますと年明けて3月、ちょうど3月で1年になりますから、そのとき来年度に入りますと、やっぱそこから本格的に腰を据えてこの条例に魂を入れていただくということでないといかんのかなというふうに思っておりますから、ちょっと早い時期だと思いつつも今の状況の中でこの条例に基づいた取り組みはどうであるのか、簡潔で結構でありますからご説明をお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員ご案内のように、この条例は泥谷市長の公約でもありました自治基本条例の制定につきましては、平成27年1月より取り組みを始め、市内15地区に二巡する座談会、延べで513人が参加しております、を実施したほか公募による3名の委員、ほか各団体等から13名の委員、合わせて16名の委員からなる土佐清水市住民基本条例（仮称）策定委員会を4回開催し、素案を策定したのちパブリックコメントの募集等の取り組みを行い、土佐清水市みんなでまちづくり条例案文を策定し、今年の3月会議に上程し、ご審議を賜りご決定を受け、4月1日より施行されたところでございます。

施行後の取り組みといたしましては、市民の方に本条例を知っていただくために7月広報の配布時に、市内全家庭に土佐清水市みんなでまちづくり条例の解説つきパンフレットを配布しております。これです。皆さんもご存知だと思うんですけど。

また、今会議に上程しております、土佐清水市再生可能エネルギー基本条例の改正案につきましては、本条例、みんなでまちづくり条例の第7章、環境保全の理念を踏まえた改正案になっております。

まだ、施行してから間もないことですので、この条例に関しては以上の取り組みを行っております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 昨日の市長の答弁の中で、これ細川議員の質問に対する答弁の中で、これよく言われますが、土佐清水に住んでよかったと思えるまちづくり、小さくてもきらりと光るみたいな話を随分以前から言われております。やっぱりそういう1万4,000人を切る人口の少ない地方交付税も3億5,000万円も減らされるような大変厳しい状況の市ではありませんけれども、やっぱり誇りを持って生活ができるそういう市にしたいというのがこれは市長が、執行部の皆さんもそうでしょうし、また議会の私共も同じように考えるところであります。そのための一つの手段として、このまちづくり条例があるというふうに思っておりますし、このことを着実に実行をする、実行するということが肉づけをする必要がありますから、肉づけをしていくということが住んで良かったというふうに思える市民の皆さんの心を育むということではないかというふうに思っております。

前文にありますように、市民の参画っていうのが前文の基本っていうのか、言いたいことでありましょうし、土佐清水市の最高規範っていうようにうたっております。だから目的につきましても、市民の知恵や力を生かす持続可能な、真に自立をしたまちづくりというようにもうたっております。その前文、それから目的を遂行するため、どうするのかというのが目指す町の姿として第5条から掲載がありまして、市民の役割、それから市長及び市の役割、もちろん市議会の役割も含めて、この目的を達成するためにそれぞれがどういう活動するべきかという理念がうたわれておるところでございます。

これ一つの問題をクリアしたからといって市民1万4,000人が住んでよかったねというと思えるほど甘いものではないということですから、若者は若者、漁業の皆さんは漁業の皆さん、商工業の皆さんは商工業の皆さん、それぞれの皆さんがそれなりにちっちゃくても1つでもかまん、こういうことやってくれた、市長うれしいねみたいなところをどうやっぱり紡いでいくかということが大事ではないかと、それが魂を入れるということではないかというふうに思うところでございます。個々に私もどうかということ思いませんが一つにはやっぱり若者が少ないわけですから、若者の皆さんには若者の皆さんに意見を聞きその皆さんが中心になって活動ができるというその場をつくるというのは行政じゃないとできませんから、皆さんに若者が勝手に自分で働きぐちをつくって自分らでやってくれみたいなことじゃできませんので、行政がやっぱりお膳立てをし若いものの皆さんの意見を聞きながらどう進めていくのか、一緒にやっていくということが大事だというふうに思っています。

もう一つは高齢者が結構多い、50%以上が老人、約50%が65歳以上ということですから、65歳、60歳の皆さん、特に女性の皆さんにやっぱり一定の投げかけをしながら、テー

マを絞り込みながら、それに対して60歳前後の女性の皆さんがどうやっばり答えてくれるのか、その皆さんが答えてくれて、その皆さんが中心になって一つの課題をクリアして行政と一緒に動いていくというようなお膳立てを行政がどうするのかということが問われるのじゃないかというふうにも思うところでございます。

これ全然話がそれるかもわかりませんが、ちょっと私その記事を読んだだけで切り抜いておりませんが、多分青森の八戸かの市長さんが3期で国の役人からその市へ立候補をして3期の市長のようですが、市が本屋を、市営の本屋を開業しようと、どういう内容かという専門書で本屋では売れん本で、しかも大変価値のある本で、専門書を中心にしながら、専門書だけではないようですが、そういう、比較が悪いですけれども大衆誌ということではなく、専門書を中心に大変意義のある本でも売れ筋が少ないので経済的にそれで経営が成り立っていくというものではない本を中心にしながら市営の本屋を経営しようと、年間赤字が4,000万円やそうです。それをおもしろいと思うのはそういう分野が、4,000万円がどんな額かともかくとしても、目線としてそういうのを市でやっていくそうする1万4,000のものにはならなくともやっばりそういう次元っていうかレベルの皆さんというのもおる、一つの例がそうであるように、この問題ってのはほかの人から見たらばかばかしいそんな事に、金使いな、読めんもせん難しい字書いちよるのに、というような意見があったとしてもそういう皆さんに対してはそのことが行政がやってくれるということが、清水に住んでよかったねというような気持ちを持たすということ、一つの考え方ではないかというふうに、そういうことしてもらいたいということではないんですが、1つの例えとして大変意味のあることだというふうにちょっとその記事を読んだわけですが、そういうことも1つは参考事例として説明させていただきましたが、いずれにしてもこのまちづくり条例ってのは本市の将来を占う大変重要な条例だというふうに思っておりますから、ぜひとも新年度からは正念据えて取り組んでいただきたいということをお願いして、私の全ての質問を終わります。

○議長（仲田 強君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。

一般質問を終わります。

ただ今、市長から議案第89号「土佐清水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第90号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案2件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第89号及び議案第90号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号及び議案第 90 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第 89 号及び議案第 90 号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（仲田 強君） 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただ今ご提案いたしました議案第 89 号「土佐清水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 90 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき育児休業法が改正され、本年 12 月 2 日交付、平成 29 年 1 月 1 日施行されることとなりましたので、関連する条例の一部改正を追加提出するものであります。

改正概要の 1 点目は、1 つの要介護状態ごとに介護休暇の分割取得が 6 カ月以下の範囲以内で 3 回まで可能とするものであります。

2 点目として、介護時間の新設として、日常的な介護ニーズに対応するため、最長 3 年の期間内に 1 日につき 2 時間まで勤務時間を短縮できる制度であります。これにより朝、夕の通所介護施設への送迎や、食事介護等に活用されることが想定されます。

また 3 点目として、育児休業にかかる子の範囲の拡大として、特別養子縁組の看護期間中の子を追加するなど、法律上の親子関係に準ずる子供についても拡大するものであります。どうかよろしくご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第 89 号及び議案第 90 号については、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっておりますので、この点、十分お含みの上、質疑されますよう特にお願い申し上げます。

議案第 89 号及び議案第 90 号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

日程第 2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出議案第 74 号「平成 28 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 6 号）について」から、議案第 90 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案 17 件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

なお、各委員会の開催日は、予算決算常任委員会は 12 月 15 日の午前 9 時に開催、総務文教常任委員会は 12 月 16 日の午前 9 時に開催、産業厚生常任委員会は 12 月 19 日午前 9 時より開催いたします。

各委員会は、12 月 21 日までには、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12 月 21 日午前 10 時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ご苦勞様でした。

午後 2 時 05 分 散 会